

○財務省告示第二百五十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年七月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年の初日から平成二十七年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	○ト ン

一六	一、〇八八トン
一五	三〇三トン
一四の二	一三三、五八六トン
一四	三二九、三六五トン
一三	一、三九〇、〇四六トン
一二	一八、一〇一トン
一一	二、三〇八トン
一〇	一、六一〇トン
九	七、〇〇二トン
八	〇トン
七	二トン
六	二〇トン
五	三七五トン
四	一〇、六〇六トン
三	一三トン
二	〇トン

二九	八七トン
二八	一トン
二七	三、九六二トン
二六	一、一七四トン
二五	〇トン
二四	一七トン
二三	一、二六四トン
二二	一六三トン
二一	九、五六〇トン
二〇	七〇トン
一九	三五六トン
一八	三、二〇五トン
一七	三三、一〇四トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年六月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該

各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	一、三九〇、〇四六トン
一四	二九八、六四二トン